

介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防通所介護相当サービス

重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

【やすらぎの里神戸赤松台デイサービスセンターの概要】

設置者 社会福祉法人 翔美会
平成11年2月26日設立認可

代表者 理事長 兼松 宏光

名称 やすらぎの里神戸赤松台デイサービスセンター

指定番号 指定第2875002913号 平成25年10月1日指定

責任者 所長 勝尾 薫里

所在地 〒651-1516 神戸市北区赤松台1丁目1番77号

電話番号 078-986-8228 FAX 078-986-8229

サービス提供地域

- 神戸市北区 赤松台、上津台、長尾町、大沢町、鹿の子台北町・南町、西山、京地、菖蒲が丘、八多町中・上小名田・下小名田、道場町
- 三田市 相生町、あかしあ台、池尻、馬渡、駅前町、大原、学園、上井沢、上内神、上深田、川除、貴志、けやき台、さくら坂、沢谷、三田町、下内神、下田中、下深田、すずかけ台、対中町、中央町、テクノパーク、寺村、中内神、中町、西野上、西山、狭間が丘、八景、広沢、広野、福島、富士が丘、溝口、南が丘、三輪、武庫が丘、屋敷町、弥生が丘、ゆりのき台、横山町
- 三木市 吉川町楠原・豊岡・東田・毘沙門・米田

利用定員 25名（1日当たり併設する通所介護事業定員と合わせた定員）

【営業日及びサービス提供時間】

営業日 月曜日～土曜日（祝祭日も営業）
午前8時30分～午後5時30分

休業日 年末年始（12月30日～1月3日）は休業とさせていただきます。

サービス提供時間 午前10時00分～午後4時15分（送迎時間は含みません）

【運営の方針】

ご利用者の自立を支援する事業としてサービスを創造し、自らメニューを選択できるサービスを提供します。地域や風土を大切にして、この地域ならではの人情味あふれる

憩いの場を創り、ご利用者の心に寄り添うサポートを実践します。

【当センターの設備の概要】（施設パンフレットも併せてご覧ください）

当センターは鉄筋コンクリート4階建（敷地面積2,389㎡・総床面積4,039㎡）の1階部分にあります。

施設及び設備	面積	備考
食堂兼ダイニング	109.90㎡	床暖房
機能訓練室	28.15㎡	電動ベッド1台設置
静養室	11.00㎡	和室仕様
浴室	13.20㎡	個浴、リフト式入浴装置あり
脱衣室	13.47㎡	プライベートカーテン設置
トイレ （専用2箇所）	① 3.32㎡ ② 5.16㎡	洋式車椅子対応・暖房便座設置 （②には男性用立ち便器あり）
その他	4.37㎡	汚物処理室
送迎車 車椅子移送車2台（リフト付き・1台の兼用含む） 車椅子・歩行器等の介護機材を用意しています。 空調設備（冷暖房）完備・厨房併設 防火防災設備 スプリンクラー・自動火災報知器等 消防法に適合		

【当センターの職員体制】

管理者	1名（兼務）	看護職員	2名（兼務）
生活相談員	2名（兼務1名）	介護職員	3名以上
管理栄養士	1名（兼務）	機能訓練指導員	2名（兼務）

【サービスの内容】（原則介護保険給付対象となるサービスです）

1. 送迎サービス

ご自宅と当デイサービスセンターの間の送迎を行います。

<標準送迎時間>

ご自宅にお迎えの上、午前9時～10時にセンターに到着。午後4時～5時にセンターを出発となっておりますが、交通事情等で多少の変動が生じることがあります。予めご了解ください。車椅子の方もご利用できます。

2. 機能訓練等

介護予防通所介護計画に基づいた運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上を目的としたプログラム提供体制があります。

3. レクリエーション・趣味活動等

ゲームや手芸等、楽しみや生きがいにつながる様々な活動や自立支援活動を行います。

4. 健康管理・生活相談

血圧、体温、脈拍の測定を行い、健康相談や生活相談に応じております。

5. 季節の行事

季節ごとの行事を多彩に計画しております。

(介護保険給付対象とならないサービスも含まれます。その都度お知らせします)

※介護保険給付対象とならないサービス

食事の提供サービス ……昼食（12時から）とおやつを提供します。

併設施設の厨房で調理しています。（食事提供費用として材料費と調理費用を頂きます）

【当施設の利用料金】

1. 基本料金

介護予防通所介護相当サービス利用料（介護保険法115条の45第1項に定める第一号事業支給費）は、認定介護区分と各加算の単位数に地域区分（4級地・10.54円）を乗じて算出します。

*一定以上の所得のある方は、介護サービスを利用した時の負担割合が2割もしくは3割になります。

(交付されている介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に準じます)

● 一月当たりの基本利用料金

認定介護区分	介護保険適用の単位数	利用料金の全額	介護保険適用時の利用料金自己負担額（ ）の金額は2割負担額
要支援1・事業対象者 送迎利用が無い方	1,798単位 △376単位	18,950円 14,987円	1,895円 (3,790円) 1,499円 (2,998円)
要支援2（週1回程度） 送迎利用が無い方	1,798単位 △376単位	18,950円 14,987円	1,895円 (3,790円) 1,499円 (2,998円)
要支援2（週2回程度） 送迎が無い方	3,621単位 △752単位	38,165円 30,239円	3,817円 (7,633円) 3,024円 (6,048円)

※ [() の金額は2割負担額]

- ① サービス提供体制強化加算
 - 加算Ⅰ : 88単位/月 [93円 (186円) /月]
 - (要支援1、要支援2週1回程度
事業対象者) 加算Ⅱ : 72単位/月 [76円 (152円) /月]
 - 加算Ⅲ : 24単位/月 [26円 (51円) /月]
- ② サービス提供体制強化加算
 - 加算Ⅰ : 176単位/月 [186円 (371円) /月]
 - (要支援2週2回程度、
事業対象者) 加算Ⅱ : 144単位/月 [152円 (304円) /月]
 - 加算Ⅲ : 48単位/月 [51円 (101円) /月]
- ③ 事業所評価加算
 - 120単位/月 [127円 (253円) /月]

- | | |
|--------------------|---|
| ④ 生活機能向グループ活動加算 | 100単位/月〔106円(211円)/月〕 |
| ⑤ 若年性認知症利用者受入加算 | 240単位/月〔253円(506円)/月〕 |
| ⑥ 栄養アセスメント加算 | 50単位/月〔53円(106円)/月〕 |
| ⑦ 栄養改善加算 | 200単位/月〔211円(422円)/月〕 |
| ⑧ 口腔機能向上加算 | 加算Ⅰ： 150単位/月〔159円(317円)/月〕
加算Ⅱ： 160単位/月〔169円(338円)/月〕 |
| ⑨ 選択的サービス複数実施加算 | 加算Ⅰ： 480単位/月〔506円(1,012円)/月〕
加算Ⅱ： 700単位/月〔738円(1,476円)/月〕 |
| ⑩ 生活機能向上連携加算 | 加算Ⅰ： 100単位/月〔106円(211円)/月〕
但し月1回限度、3ヶ月以内
加算Ⅱ： 200単位/月〔211円(422円)/月〕 |
| ⑪ 口腔・栄養スクリーニング加算 | 加算Ⅰ： 20単位/回〔21円(42円)/回〕
加算Ⅱ： 5単位/回〔6円(11円)/回〕 |
| ⑫ 科学的介護推進体制加算 | 40単位/月〔43円(85円)/月〕 |
| ⑬ 介護職員処遇改善加算 | 加算Ⅰ：月の合計単位数×5.9%
(自己負担額は1割～3割) |
| ⑭ 特定処遇改善加算 | 加算Ⅰ：月間の合計単位数×1.2%
(自己負担額は1割～3割) |
| ⑮ 介護職員等ベースアップ等支援加算 | ：月間の合計単位数×1.1%
(自己負担額は1割～3割) |

上記④～⑪は該当者のみ加算となります。〔 〕内は自己負担額です。それぞれのご利用実績に応じた自己負担額を法令に従い計算し、1ヶ月ごとに請求いたします。

⑬、⑭、⑮はひと月あたりの合計単位数に所定の率を乗じたものとなるため、単位数と自己負担額は月ごとに変動します。

※2024年6月1日より⑬、⑭、⑮ につきましては、「介護職員等処遇改善加算」として一本化となり下記の通りとなります。

介護職員等処遇改善加算 加算Ⅰ： 毎月1日～末日までの合計単位数×9.2%
(自己負担額は1割～3割)

※ご注意

介護度の認定を受けていない方、介護保険の給付制限を受けている方、生活保護を受けている方は、利用料金の自己負担額が異なります。

介護保険の給付には、それぞれの認定区分に応じた利用上限額があります。それを超えた部分については、全額をお支払い頂きます。

詳しくは、担当の地域包括支援センターにご確認ください。

2. その他の料金 (利用料金と併せて請求させていただきます)

- 食事提供費用：1食700円（おやつ代100円を含みます）
- 手芸・趣味活動材料費：実費相当分・1ヶ月200～500円
（参加者のみ事前説明の上頂きます）
- 行事参加費：事前にお知らせの上、実費を頂く場合がございます。
- サービス提供記録等のコピー：1枚10円
- 介護保険が適用にならないサービス（連絡ノート等の購入）については、実費を頂きます。（ファイル、ケース各100円）
- サービス提供区域外のご利用者については、当センターから通常送迎ルートから計測して片道が4kmを超過する場合、1kmごとに15円の料金が必要となります。
- キャンセル料（利用料金と併せて請求致します）
ご利用者のご都合で利用を中止される場合は、後記のキャンセル料を頂く場合がございます。体調不良などの場合等やむを得ない場合は頂きませんので、必ず状況を合わせてご連絡ください。
 - ① ご利用当日午前8時30分までに、ご連絡を頂いた場合……………無料
 - ② ご利用当日午前8時30分までに、ご連絡がなかった場合……700円
（食事提供費用相当分）

【料金のご請求とお支払い方法】

月初めに前月の利用料金合計額明細と請求書をお渡ししますので、25日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収証を発行いたします。

お支払いの方法は、窓口支払いと口座振込、口座振替の方法があります。口座振込の場合、振込手数料はご利用者負担となります。口座振替の場合は三井住友銀行各支店の口座に限ります。また振替手数料を振替1回につき55円頂戴いたします。振替日は毎月20日です。※土日祝日の場合は、翌営業日（金融機関）になります。

※振込指定口座

●三井住友銀行 三田支店 普通口座 4458891
 社会福祉法人 翔美会
 やすらぎの里神戸赤松台
 施設長 勝尾 薫里

【サービスの利用方法及びサービスの利用申込】

直接お電話、またはご来所の上お申し込みください。担当されている地域包括支援センターを通じてのお申し込みでも結構です。必要に応じて、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターのご紹介も承ります。

担当職員が打合わせに伺い、ご利用者の心身状況の確認、介護予防通所介護計画作成、契約締結を行い、緊急連絡先の住所・氏名・電話番号・ご利用者との関係・主治医氏

名・連絡先等の重要な事項の確認、介護保険被保険者証確認、入浴サービスに関する医師の意見書（必要な方のみ）を提出の後、サービスの提供を開始します。

【サービス提供の中止など】

以下の場合に、ご利用途中でもサービスを中止する場合があります。状況に応じてご連絡などの対応をさせていただきます。

①ご利用日の健康チェックで体調が悪いことがわかった場合、ご利用中に体調が悪くなった場合。

②施設内にて感染症が発症した場合。

③気象上の警報（暴風雪・暴風・大雨・大雪・浸水・洪水）がサービス提供地域内に発令された場合や、道路等の凍結・積雪・浸水・損壊のため安全なサービス提供ができないと事業者が判断した場合は、状況に応じてご連絡の上で、サービスを中止する場合があります。

【契約の終了】

契約書第15条をご参照・ご確認ください。

1. 利用者のご意思でサービス利用契約を終了される場合等、サービスの終了を希望される日の1週間前までに文書でお申し出ください。

事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者のご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合等は、文書で通知することによってサービスを直ちに終了させることができます。

2. 当デイサービスセンターの都合で契約・サービスを終了する場合

ご利用者が、サービス利用料金のお支払いを2ヶ月以上遅延し、催告したにもかかわらず催告の日から14日以内にお支払いのない場合、ご利用者やご家族などが正当な理由なくサービス利用の中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスの利用ができない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族が当センターの他のご利用者や職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、ただちに契約を終了させて頂くことがあります。

3. 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約・サービスを終了いたします。

- ご利用者が、他の介護保険施設に入所された場合
- ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要介護1～5と認定された場合（要介護1～5と認定された場合、併設の通所介護事業がご利用頂けます。ご相談ください）
- ご利用者が亡くなられた場合

- 事業者がやむを得ない事情により閉鎖、もしくは縮小する場合等は、契約サービスを終了させていただきます。

【サービスご利用に当たっての留意事項】

体調確認	お迎えに伺った際に体調の確認をさせていただきますので、ご連絡ください。
体調不良等によるサービスの中止・変更	体調不良等によりサービスの中止・変更がある場合は、遅くとも必ず午前8時30分までにご連絡ください。
時間変更	ご利用時間変更の場合は前日までにお申し出ください。ご家族による送迎となる場合がありますのでご了承ください。
設備、器具の利用	原則施設所有のもので、共用のものに限らせて頂きます。
宗教活動	禁止させていただきます。
営利活動	禁止させていただきます。
危険物・動植物等	持ち込みは禁止しています。詳しくはご相談ください。
喫煙・飲酒	禁止させていただきます。
その他	感染予防のために、ご来所の際は必ず玄関フロアの手指消毒器により手指消毒をお願いいたします。 介護保険被保険者証の記載内容に変更があった場合は、速やかにご提示ください。(介護保険給付が受けられなくなることがあります)
持ち物	連絡帳・連絡帳入れ <ul style="list-style-type: none"> ※ 入浴される方はタオル・バスタオル・着替えの衣類等 ※ 紙パンツやオムツ、尿パット等をご利用の方は、交換用として2～3枚 ※ 現金・貴金属類はできるだけお控えください。やむを得ない場合は事務所にお預けください。 ※ 荷物・所持品はフルネームでお書きください。 ※ 服用されているお薬 ※ マスク ※ あれば上靴

【緊急時の対応方法】

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかにご連絡いたします。

緊急連絡先の住所・氏名・電話番号・ご利用者との関係・主治医氏名・連絡先などを予めお届けください。また、変更などがございましたら必ずご連絡ください。

【非常災害対策】

災害時の対応……日常的に緊急時の連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確保しています。

防災設備……法的に定められている防災・通報設備、避難階段・スプリンクラーなどの設備があります。

防災訓練……定期的に訓練を実施します。

防火管理責任者…松本 大樹

【サービス内容に関する相談・苦情】

事業所のご利用者相談・苦情担当窓口

担当者 事業担当相談員 電話番号 078-986-8228

年末年始（12月30日～1月3日）を除く

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

苦情解決責任者 所長 勝尾 薫里

社会福祉法人翔美会では苦情解決規程を定め、第三者委員を任命しております。詳細と第三者委員の連絡先は、施設窓口または施設内の掲示でご確認ください。

【事業者以外の苦情相談受付機関】

- 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
電話 078-332-5617
受付時間 平日 午前8時45分～午後5時15分
- 神戸市消費生活センター（契約についてのご相談）
電話 078-371-1221
受付時間 平日 午前9時00分～午後5時00分
- 神戸市福祉局 監査指導部（居宅通所指導担当）
電話 078-322-6326
受付時間 平日 午前8時45分～12時・午後1時～5時30分
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）
電話078-322-6774
受付時間 平日 午前8時45分～12時・午後1時～5時30分

※お住まいの市区町村の介護保険担当相談・苦情窓口等でも受け付けています。

【併設事業】

- ・特別養護老人ホームやすらぎの里神戸赤松台 定員50名
指定第2875002921号 平成25年10月1日指定
- ・やすらぎの里神戸赤松台ショートステイ 定員10名
(介護予防) 短期入所生活介護事業
指定第2875002939号 平成25年10月1日指定

(併設事業の所在地はすべて、神戸市北区赤松台1丁目1番77号です)

令和 年 月 日

介護予防通所介護相当サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 神戸市北区赤松台1丁目1番77号

名称 やすらぎの里神戸赤松台デイサービスセンター

所長 勝尾 薫 里 (印)

説明者 所属

氏名 (印)

私は、本書面により、事業者から介護予防通所介護相当サービスについての重要事項の説明を受けサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 (印)

署名代行者 住所

氏名 (印)

利用者との関係

署名代行の理由